十四、朝日屋こと斉藤国治に対する件

昭和四十三年(排)第七号

排除命令

静岡県伊東市玖須美元竹之内四十九の二

朝日屋製菓こと

斉藤国治

当委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第百三十四号)第六条第二項の規定による聴聞をした後、同条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一、朝日屋製菓こと斉藤国治は、その販売する小売価額百円の「一口羊羹」と称する商品およびこれと同種の商品について、今後、内容物の保護または品質保全の限度をこえて過大な容器包装を用いることにより、一般消費者に、当該商品の内容量に関し誤認される表示をしてはならない。

二、同人は、小売価額百円の「一口羊羹」と称する商品について、一般消費者の誤認を排除するために、すみやかに、同人が、当該商品に過大な容器包装を用い、その内容量は、包装箱の総容積の約十五・八パーセントに相当する量しかなかつた旨を広告しなければならない。この広告については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。ただし、

当委員会が承認することができない場合には、当委員会は、この広告について指示するものとする。

三、同人は、前項に基づいてした広告について、遅滞なく、文書をもつて、当委員会に報告しなければならない。

事　実

朝日屋製菓こと斎藤国治は、肩書地に事務所を置き、観光土産品の製造販売業を営む事業者である。

同人は、小売価額百円の「一口羊羹」と称する商品（別添写真参照）を昭和四十年三月頃から自社工場において製造し、静岡県、神奈川県の地域に販売している。

当該商品は、羊羹十二個が縦二十四センチメートル、横十五・八センチメートル、高さ二・六センチメートル（総容積約九百八十五・九立方センチメートル）の包装箱に詰められ、一個の羊羹は「一口羊羹」と標示した竹皮模様の紙に縦六・三センチメートル、横四・五センチメートルの大きさにくるまれ、包装箱の表面は、透明なセロハン紙でおおわれており、あたかも外見からは、当該羊羹が包装箱一杯に詰められているかのように包装されている。

しかるに、当該包装箱は、箱の両側に幅一・二センチメートルの額縁状の縁取りがほどこされ、高さ一・四センチメートルのひな段状のボール紙であげ底されており、その上に羊羹十二個が詰められている。その羊羹一個は、縦四・八センチメートル、横二・七センチメートル、厚さ一センチメートル（体積約十三立方センチメートル）であるが、これが銀紙と紙を貼り合わせた包装紙で包まれたうえ、さらに竹皮模様の紙に縦六・五センチメートル、横四・五センチメートル、厚さ一センチメートルの大きさにくるまれており、結局、羊羹十二個の総体積は、包装箱の総容積の約十五・八パーセントにすぎない。

よつて、朝日屋製菓こと斎藤国治は、当該商品の内容量について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示をしているものであつて、かかる行為は、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる。

前記事実によれば、朝日屋製菓こと斎藤国治の行為は、不当景品類及び不当表示防止法第四条第二号の規定に違反する。

昭和四十三年一月九日

公正取引委員会

委員長　山田精一

委員　菊池淳一

委員　梅田孝久

委員　亀岡康夫

委員　有賀美智子

